

氏名	きたはら けいじ 北原 啓司
授与学位	博士(工学)
学位授与年月日	平成15年3月14日
学位授与の根拠法規	学位規則第4条第2項
最終学歴	昭和60年5月 東北大学大学院工学研究科建築工学専攻博士課程後期単位取得退学
学位論文題目	都市オープン・スペースにおける中間領域の成立構造
論文審査委員	主査 東北大学教授 近江 隆 東北大学教授 菅野 實 東北大学教授 飯淵康一 東北大学助教授 石坂公一

論文内容要旨

本研究は、これまでの都市計画の場面において、その存在は認めつつも計画の対象として想定されることがほとんどなかった中間領域を、計画論の中に位置づけていくべきとの認識を動機として始めたものである。

第1章では、まず、都市において中間的な存在として実体化した空間の一つとしてオープン・スペースを取り上げている。そこでは、欧米の広場的オープン・スペースではなく、歴史的に我が国独自の発展を続けてきた「道の文化」として成立するオープン・スペースを研究対象とすべき必然性を提起した。それは、敷地と道路との境界、すなわち「公」－「私」の境界部分に注目したオープン・スペース論を展開していくことを意味する。本研究はそのような目的を持って、中間領域という抽象的概念を具体的に検証するプロセスをとることとした。

第1章第2節では、そこでポイントとなる「公共性」について、本研究としての定義づけを行っている。そこでは、ハーバーマスが論じた市民的公共圏を一つのモデルとして、「公」・「私」の間に発生する双方向のベクトルの存在を中間領域性の要件として定義した。「私」を開いて「公」になるという中国的な思想と、「公」が「私」に入り込んでくるという西欧的思想を両方とも内包させる形での中間領域論を展開していくことが、本研究で中間領域の成立構造を解明する際の基本的な立場となることをここでまとめている。

次に、第1章の第3節では、中間領域を都市計画でどのように位置づけていくべきかを、建築計画学における領域研究の発展過程を概観する中から提起している。

そこでは、建築計画研究者および住宅地計画者が、近代のパラダイムが持つ二元論的かつ静態的な思考方法及びそれに基づく諸制度、計画システムによる矛盾、弊害を解決させるための切り札として、中間領域研究を始めた経過を明らかにした。また、そこには、中間領域を「参加権」の及ぶ空間として見なす立場も存在しており、参加する「権利」と表裏の関係にある「義務」や「責任」が、住環境の維持管理に結びついていく可能性が論じられてきていることも明らかにした。最後に、中間領域論は都市住民の「参加」を内包させる形での新しい計画論の構築につながっていく可能性を有していることを提示した。

しかし、第1章第4節で明らかにしたように、その後に建築計画学において進められた領域研究は、集合住宅団地における外部空間の計画手法を検討する上で発展していったものであり、そこでは、住棟間あるいは住戸まわりの空間が、コミュニティの形成に寄与する可能性を見出すために、生活行為あるいは住民意識と空間形態との関係性の分析に終始してきている。そこでは、コミュニティ概念に結びつくものとして、「私」

を集合させた「共」が目標概念となり、その後、住宅地計画に実践的に応用されることとなるが、不特定多数の人々が自由に集まる都市空間においては、「共」を計画論の中心に設定することに無理がある。集団としてのライフスタイルではなく、個人に着目した計画論を構築する必要がある、都市にはあると考えられるのである。都市空間において中間領域を計画論として組み込んでいく視点は、そのような「共」を前提とした手法ではなく、「私」を中心においた公共性の定義から進められていく必要がある。

第1章第5節では、前節までの論理展開の帰結として、中間領域論を都市で展開していくフィールドとして、住居系既成市街地において住戸まわりの景観整備を研究対象とする手法と、中心商業地域の店舗前面空間を Small-Urban-Spaces と定義づけ、その成立構造および利用実態を明らかにする研究プロセスを提起している。

第2章～第4章は、空間形態の調査および利用実態、アンケート調査を実施する過程で、都市オープンスペースにおける中間領域の成立構造を実証した部分である。まず第2章では、住居系既成市街地内に存在する住戸まわりの空間の整備実態および住民の意識調査をもとに、住戸まわりの中間領域性を空間形態との関連から明らかにした。そこでは、住みつき態度で表現される住民のライフスタイルや価値観が、境界面に発生する双方向のベクトルに影響を与えることを明らかにすることができた。住民の住みつき態度は、日常の隣人との関わり合いの中で形成され、空間構成パターンがたとえ閉鎖的であったとしても、敷地と道路との境界部分に私的領域の外部化、あるいは公的領域の内部化と表現されるSP化が発生する。

そのようなSP化の交換関係の中で形成される住戸まわりの景観を、本研究は微景観と定義した。それは、「共」によって形成される公共的な景観ではなく、「公」「私」の境界に発生する双方向のベクトルがリニアに水平的につながっていくプロセスを重視する景観整備につながっていく。すなわち、地区計画やまちづくり協定のように、全体的なルールが形成され、それを遵守する形で街並みが形成されていくプロセスとは異なり、一軒の「公」「私」の境界に発生する双方向のベクトルが、弱い連鎖反応としてつながっていく、「つながりとしての公」である。

しかし、このような、ある意味で自然発生的な「公」を、計画論に内包させる施策は、それほど容易ではない。まとまりとしての「公」を対象とする「共」の思想が根底にある計画論である限り、小規模のつながり自体に公共性を認める施策は実現化されにくい状況にある。しかし、戸田市景観条例における「三軒協定」に見られるように、規模の要件をはずした公的な支援施策が誕生し始めており、その背景には、本研究が明らかにした住戸まわりの中間領域の整備が、地域環境という公的資源の魅力向上につながるという認識が、存在していることが明らかである。

一方で、第3章においては、商業店舗と街路との境界部分に存在する曖昧なオープン・スペースを「Small-Urban-Spaces (以下SUS)」と定義して、仙台市中心部に存在する6商店街の全店舗の前面空間における人々の行動観察調査を実施し、商業地域における中間領域の存在とその機能性を明らかにした。

そこでは、SUSの形態類型とその形成要因について分析をした上で、SUSの内部及び前面道路上に発生する人々の行為分析から、街路とSUSとの相互作用によって、私的領域としての店舗前面空間が、都市において不特定多数の人々にとってのオープン・スペースとして機能している実態を明らかにしている。それは、空間形態のみならず、SUS内の設置物や前面街路上のストリートファニチュアの配置に影響を受けながら、街路上にSP_r化を、SUS内部にSP_u化を発生させる形で、境界部分に[SUS領域]が形成されることとなる。また、SUSとは距離を置いた前面街路上にも、その動きは外延化し、パブリック行為が誘発されるSUS効果を見いだすことも出来た。それらが、街路の活性化を評価する視点になり得ることを、第3章第2節で提示している。

また、第3章第3節では、建築企画の観点から、SUSが都市内に登場していく背景を明らかにすることができた。そこでは、本来は「公」「私」の境界部分に存在してきたSUSが、建築主の企画意図や設計者

の力量と関連する形で、内部空間化しつつある状況を新たに提示している。すなわち、SUSは必ずしも外部空間である必要はなくなり、より内部化した形で存在する形態であっても、都市のオープン・スペースとしての機能を有するケースが増加しつつあることが予測される。

そこで第4章では、SUS概念を内部空間に拡張する形で、アトリウム空間を具体的な研究対象として、先進的空間の形態、利用調査および管理に関するヒアリング調査を実施した上で、内部空間が中間領域化したオープン・スペースとして成立し得る可能性と課題を明らかにした。

しかし、研究対象とした多くのアトリウムでは、建築設計者の意図とは相反する形で、管理部門がどうしても非開放的なシステムを導入してしまうがために、開放的な実際の空間形態とは異なり、あくまでも私的領域としての内部空間の特性が強化されたものとなっているケースが多いことが明らかになった。都市の中間領域としての可能性は有しながらも、私的領域に入り込む内部空間を計画論の対象としていくことは、商業目的等の私的要因が大きく横たわっていることから、非常に困難な状況にあると言って良い。

しかし、総合設計制度にアトリウムが組み込まれるケースが東京都を皮切りに増えてきている事実は、むしろ、計画論として内部空間をオープン・スペース計画の対象としていく必要性を顕在化させることにもなっている。内部であるか、外部であるかに関わらず、私的性格の強弱を問わず、第3章及び第4章で論じた都市内部のオープン・スペースの価値を、計画論の中に位置づけ、その整備推進のための方策を講じることが可能とならない限り、都市中心部における中間領域論の成立は期待しにくい。しかもそれは、あくまでも、「私」の土地としての自由さを担保する形で、公共的な空間として地域内で評価していく視点がなければ、経済状況が悪化する時代にあつて、私的オープン・スペースを都市内に計画的に配置していく手法は実効性のないものになってしまう。

Small-Urban-Spacesで観察されたような生き生きとした私的行為の発生を促進するような計画方策はあり得ないものか。すなわち、建築計画学における「共」概念を媒介とせず、中間領域を計画に結びつける論理。その一つのヒントになるような事例を、第5章第1節の中に提示した。「こみせ」と呼ばれる雪国の空間は、「公」として定義されることを要件とせず、「私」の中に存在する公共性が見出される形で、土地税制における緩和措置が江戸時代からとられてきた中間的領域である、そのような公共性のポテンシャルを育てるための支援的施策の展開のためには、「私」からほとぼしる公共性を見極める眼が、計画者には必要となることを、ここでは第1節の結論として提起している。

最後に第5章第2節では、第1章第3節で示した、中間領域における「参加」の問題を論じる形で本研究の結論としている。本研究は「参加」の空間として「境界の形態」に着目する立場にある。前章までで、ミクロな「公」と「私」との境界部に生じる相互浸透的な動きを示す概念としてのSP化を、分析の中心にしてきたが、特に第2章で明らかにした住みつき態度という住民の住戸まわり空間の演出や近隣行為のスタイルは、まさに日常生活における住民の「参加」に他ならない。住戸まわりという最も身近な中間領域が、「参加」の空間として機能していることを本研究は明らかにすることができた。

本研究が結論として提起する「中間領域論」と「参加」とが触れ合う世界では、これまでの公共性とは異なり、「私」が「共」を介さず、個として「公」に変換する場面に着目することが必要となる。数の論理とは全く関係のないところで「公」が論じられる場面が、都市オープン・スペースには存在している。「共」ではなく、むしろ「私」に着目することで「新しい公共」が顕在化していく状況を、<「私」からほとぼしる公共性>と最後に提示した。「私」と「公」との関係性に焦点を当て、「私」が「公」に変換する動きを、「参加」として見出すことこそ、参加の中間領域論が目指す方向であることが明らかになったと言える。

最後に、都市オープン・スペースに成立する中間領域において、「参加」がもたらす意味の変換を新たな計画論に展開させる手法（まち育てのデザイン）に関する論点を整理して、本論文の結びとしている。

論文審査結果の要旨及び学力確認結果の要旨

論文提出者氏名	北原 啓司
論文題目	都市オープン・スペースにおける中間領域の成立構造に関する研究
論文審査及び 学力確認担当者	主査 教授 近江 隆 教授 菅野 實 教授 飯淵 康一 助教授 石坂 公一

論文審査結果の要旨

現代の都市において公共に属する空間と私的所有に属する空間という二分法的な帰属関係では捉えられない領域がある。人は物理的空間の中で行為を通して直接視覚できない領域を成立させる。領域には物理的空間に生ずる相互作用によって行為が誘引され固着し、本来の帰属関係を越えて広がる独自の空間秩序がある。公開空地制度は実体として物理的範囲を公共と私の相互利用を受容する空間として定めるが、都市には制度化されない小さな空地が道路（公共）と建物敷地（私）との境界に多数存在する。また、公共と私の各空間がエッジのように線状に接しているとしても、その敷地境界には視覚的意味をもった領域が成立するのである。本論文は、このような公共と私の境界に成立する様々な領域を中間領域と定義し、その広がり、意味、役割、成立の契機等の成立構造を明らかにし、都市の制度化されたオープン・スペースとは異なる新たなまちづくり手法への手がかりを得ようとしたもので、序章と5章から構成される。

序章では、研究の背景と課題を述べている。

第一章では、都市におけるオープン・スペースのもつ公共性を論じながら、「私」に帰属する空間から出発する新たな中間領域の成立とそれが有する公共性の意味を述べ、本研究の概念的枠組みを示している。

第二章では、住戸まわり空間の整備実態・利用行為・近隣関係等とプライバシー意識との関係を分析し、空間開放性と行為における表出性の関係を「微景観」という概念を用いて明らかにしている。

第三章では、商業店舗と街路との境界に存在する「建物のセットバックによって生ずる空間」を、「Small-Urban-Spaces」（以下SUSと表記）と定義し、Seymour, Jr. が扱う小公園とは異なる意味を与え、そこに成立する半私・半公的領域であるSUS領域を発見し、その成立構造を明らかにしている。まず、SUSの空間形態の類型化を行い、歩行者のSUS内外での行為の分布・動線、ファニチュアとの関係等の分析によりSUS領域形成の要因を明らかにし、その上で、SUSをつくる建物の所有者の経営方針、経営者意識との関係から商店街の建築企画におけるSUSの計画手段としての有用性を明らかにしている。

第四章では、建物内部を人々に開放利用させるアトリウムを対象として、それが中間領域として機能するオープン・スペースであることを解明している。まず、国内・海外102例を対象に類型化分析を行い、抽出された12の類型に対応した首都圏と仙台市の事例で詳細な調査を実施した。そこで建物の管理という私的要求と公開性とをどのように領域として区分し、建物の管理運営を行うかの方針決定に資する有効な知見を得ている。

第五章では、以上の分析・考察の結論として、筆者の計画論としての論点をまとめている。

以上、要するに本論文は、帰属の異なる物理的空間の境界に成立する中間領域という存在を分析的に把握すると共に、中間領域のもつ計画資源としての有効性を明らかにし、都市のオープン・スペースの新たなあり方を提示したもので、建築学・都市計画学の発展に寄与するところが少なくない。よって、本論文は博士（工学）の学位論文として合格と認める。

学力確認結果の要旨

平成15年2月20日、審査委員ならびに関係教官出席のもとに、学力確認のための試問を行った結果、本人は建築学に関する十分な学力と研究指導能力を有することを確認した。

なお、英学術論文に対する理解力から見て、外国語に対する学力も十分であることを認めた。

審査結果の要旨

現代の都市において公共に属する空間と私的所有に属する空間という二分法的な帰属関係では捉えられない領域がある。人は物理的空間の中で行為を通して直接視覚できない領域を成立させる。領域には物理的空間に生ずる相互作用によって行為が誘引され固着し、本来の帰属関係を越えて広がる独自の空間秩序がある。公開空地制度は実体として物理的範囲を公共と私の相互利用を受容する空間として定めるが、都市には制度化されない小さな空地が道路（公共）と建物敷地（私）との境界に多数存在する。また、公共と私の各空間がエッジのように線状に接しているとしても、その敷地境界には視覚的意味をもった領域が成立するのである。本論文は、このような公共と私の境界に成立する様々な領域を中間領域と定義し、その広がり、意味、役割、成立の契機等の成立構造を明らかにし、都市の制度化されたオープン・スペースとは異なる新たなまちづくり手法への手がかりを得ようとしたもので、序章と5章から構成される。

序章では、研究の背景と課題を述べている。

第一章では、都市におけるオープン・スペースのもつ公共性を論じながら、「私」に帰属する空間から出発する新たな中間領域の成立とそれが有する公共性の意味を述べ、本研究の概念的枠組みを示している。

第二章では、住戸まわり空間の整備実態・利用行為・近隣関係等とプライバシー意識との関係を分析し、空間開放性と行為における表出性の関係を「微景観」という概念を用いて明らかにしている。

第三章では、商業店舗と街路との境界に存在する「建物のセットバックによって生ずる空間」を、「Small-Urban-Spaces」（以下SUSと表記）と定義し、Seymour, Jr. が扱う小公園とは異なる意味を与え、そこに成立する半私・半公的領域であるSUS領域を発見し、その成立構造を明らかにしている。まず、SUSの空間形態の類型化を行い、歩行者のSUS内外での行為の分布・動線、ファニチュアとの関係等の分析によりSUS領域形成の要因を明らかにし、その上で、SUSをつくる建物の所有者の経営方針、経営者意識との関係から商店街の建築企画におけるSUSの計画手段としての有用性を明らかにしている。

第四章では、建物内部を人々に開放利用させるアトリウムを対象として、それが中間領域として機能するオープン・スペースであることを解明している。まず、国内・海外102例を対象に類型化分析を行い、抽出された12の類型に対応した首都圏と仙台市の事例で詳細な調査を実施した。そこで建物の管理という私的要求と公開性とをどのように領域として区分し、建物の管理運営を行うかの方針決定に資する有効な知見を得ている。

第五章では、以上の分析・考察の結論として、筆者の計画論としての論点をまとめている。

以上、要するに本論文は、帰属の異なる物理的空間の境界に成立する中間領域という存在を分析的に把握すると共に、中間領域のもつ計画資源としての有効性を明らかにし、都市のオープン・スペースの新たなあり方を提示したもので、建築学・都市計画学の発展に寄与するところが少なくない。よって、本論文は博士（工学）の学位論文として合格と認める。